

平成24年8月23日

県振連 各位

全国商店街振興組合連合会

### 平成24年度商店街実践活動事業第2次公募に係るお願い等について

平素は当連合会の事業活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度商店街実践活動事業の第2次公募につきましては、明日8月24日から9月24日までの約1ヶ月間に亘って実施することとなりました。

公募内容は4月公募と同様ですが、推薦書の添付、応募事業内容がこれまでと類似する場合は比較により事業内容の相違点を明確に説明した書類の添付の有無につきましては採択にあたっての優劣を考慮する材料の一つとなりますのでご注意ください。

第2次公募の事業予算は約2500万円ですが、これまでに採択されていない組合への周知、応募につきまして支援方よろしく願いいたします。(本年度採択組合のない県振連におかれましては応募いただきますようお願いいたします。)

事業の採択は委員会において決まりますが、本事業の円滑な実施を図るため、前回同様に県振連の皆様にはお手数をおかけしますが、別添の資料(①平成24年度商店街実践活動事業第2次公募要領、②平成24年度商店街実践活動事業第2次公募の概要及び県振連へのお願い)をご確認のうえ、何卒ご協力ご支援をよろしくお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

企画支援部(長島、高橋)

電話:03-3553-9300

以上

## 平成24年度商店街実践活動事業第2次公募の概要 及び県振連へのお願いについて

平成24年8月23日  
全国商店街振興組合連合会

### 1. 商店街実践活動事業について

#### (1) 事業の概要

本事業は、地域経済を担う商店街が地域社会への貢献や社会的課題への対応、地域コミュニティとの連携等を促進するための取り組みを支援することにより、商店街の活性化、消費の促進を図ることを目的とします。

具体的には、商店街振興組合や商店街振興組合連合会が主体となって意欲的に取り組む、地域貢献、子育て支援、安全・安心・環境対策、地域資源の活用、集客力向上の活動等の事業や、商店街マップの作成、防犯パトロール、宅配事業等に対する取り組みに加えて、東日本大震災により被害を受けた地域、被災地への支援や被災地のコミュニティとの連携に対して支援します。

#### (2) 補助対象事業者

商店街振興組合、市・区商店街振興組合連合、都道府県商店街振興組合連合会。

#### (2) 補助金額及び補助率

補助金額は、1補助事業者当たり100万円を上限額とし、下限を30万円とします。  
補助率は、補助対象経費の10分の10以内とします。

#### (3) 事業実施期間

補助金交付決定日(11月中旬予定)から平成25年2月20日(水)までの期間とし、事業計画書に定める期間とします。

#### (4) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、専門家謝金、専門家旅費、役職員旅費、会議費、会場借料、会場設営費(警備費等を含む)、広報費、印刷製本費、通信運搬費、備品費、委託費、雑役務費、その他経費の13項目とします。

#### (5) 事業の公募

##### ① 公募期間

公募期間は、8月24日(金)～9月24日(月)までとします。(必着)

##### ② 公募の受付

応募書類は、原則として、管轄の県振連で受付を行います。

やむを得ない場合は、県振連を経由せず、直接、全振連で受付を行います。  
県振連で受付いただきました書類は、県振連で取りまとめ一括して全振連に送付をお願いします。(全振連へ9月24日(月)必着となります)

(6) 事業の採択

事業の採択は、全振連に設置する「審査委員会」(学識者等5人で構成)において事業の採択を行います。

(7) その他の留意点

- ① 再公募はありません。
- ② 連続して応募される組合にあつて、これまでの商店街実践活動事業と類似の事業内容である場合は、比較により事業内容の相違点を明確に説明した書類が必要となります。
- ③ 組合は応募の際に県振連の推薦書を添付することができます。添付は必須条件ではありませんが、採択にあたっては優劣を考慮する材料の一つとします。推薦書の添付を希望する組合は県振連へお問い合わせすることにしております。
- ④ 収益が発生するような事業は、補助対象となりません。
- ⑤ 審査委員会の終了後、採択組合に対して採択通知をいたしますが、交付決定前の事業経費は対象となりません。(県振連には、公募結果について通知いたします)
- ⑥ 採択通知に経費明細に修正等があった場合は、これを踏まえての交付申請手続きとなります。
- ⑦ 本事業では消費税は対象としておりません。
- ⑧ 補助対象経費の専門家謝金には、地域団体や学生等に対する出演料・謝金の支出は対象となりませんので、ご注意ください。
- ⑨ 委託先については、法人事業者となります。個人事業者への委託は対象としておりません。
- ⑩ 消耗品費は対象経費項目としておりません。
- ⑪ 備品費がある場合は、原則レンタル又はリースとなります。
- ⑫ その他の経費は、事業に必要不可欠なものとなります。
- ⑬ 事業実施期間は2月20日までとなりますので、この日までに事業並びに経費の支払いを完了する必要があります。
- ⑭ 事業実施期間を過ぎた2月21日以降の事業費は対象となりません。
- ⑮ 実績報告書は、提出期限内の受理となります。

## 2. 県振連へのお願いについて

本事業を円滑に進めていくために、各県振連には以下のご協力をお願いします。

### (1) 本事業の周知に関するお願い

本事業の公募は、平成24年8月24日(金)から9月24日(月)の約1ヶ月に亘って「全振連ホームページ」に公募要領を掲載します。

県振連におかれましては、本事業の周知を図るため、貴県振連のホームページはもとより、貴都道府県の中小企業団体中央会等のホームページへの本事業の公募のリンク・掲載にご協力をお願いいたします。

### (2) 本事業を実施されていない新規組合に対するお願い

昨年度の本事業の振興組合の実施は184組合で、このうち2年連続の実施は約4割となりました。本事業は補助事業の観点から幅広く実施が求められております。一方、全ての商店街振興組合で実施することは、各組合の実施意欲、実施体制や資金面等により難しい状況にもありますが、本事業を実施されていない新規組合に対して巡回指導等により応募の働きかけをお願いいたします。

### (3) 推薦書のお願い

組合は応募の際に県振連の推薦書を添付することができます。添付は必須条件ではありませんが、採択にあたっては優劣を考慮する材料の一つとします。推薦書の添付を希望する組合は県振連へお問い合わせすることにしておりますので、おとり計らいのほどお願いいたします。なお、推薦書の様式は問いません。

### (3) 応募書類の受付、とりまとめに関するお願い

① 本事業の応募書類は、原則として、応募者である各商店街振興組合等から管轄の県振連へ提出することとしておりますので、県振連におかれましては、提出された応募書類の受付及びチェックをお願いします。

② 公募書類のチェックは、別紙のチェックリストによるチェックをお願いします。

応募書類のチェックにおいて、応募要件を満たしていない若しくは不備が認められるものにつきましては、応募期間内に修正可能な軽微なものであれば、各応募者に修正、再提出の指導をお願いします。

応募締切日を過ぎた応募書類につきましては、受付は行わないでください。

③ 県振連におかれましては、受付けた応募書類について上記の形式的なチェックを終了した応募書類を、平成24年9月24日(月)までに必着にて、全振連に一括して送付をお願いします。

### (4) 採択事業者に対する説明会の開催等に関するお願い

本事業は、国庫補助金による事業となりますので、補助事業者に対して補助金の適正な執行に関する説明等を行うこととします。

つきましては、県振連におかれましては、管轄の採択事業者(組合等)に対し、交付申請等の必要な手続き等についての説明会等の開催をお願いいたします。

これを受けて、組合等は交付申請手続きを進めることとなります。

(別紙)

## 「平成24年度商店街実践活動事業第2次」の応募書類チェックリスト

### 【チェック要領】

- ◇ 応募には以下の書類が必要です。
- ◇ 必要書類、必要部数は整っているかチェックをお願いします。また、記載漏れや記載ミスがあった場合は、その旨、応募者に対して修正指導をお願いし、公募期間内に再提出させていただきます。
- ◇ 事業計画書、経費明細表につきましては、チェック表に記入してあることについて、要確認を行ってください。
- ◇ 参考資料として、商店街の概要や事業内容等について、商店街のパンフレットや事業実施の状況等が一目でわかるようなビジュアル的なものがあれば、添付をしてもらってください。審査委員会での資料として活用させていただきます。
- ◇ 以上のチェックにより、応募要領に該当しない組合等(応募者)は、受付は行わないものとしてください。

### 【チェック表】

必 要 応 募 書 類	必要部数	チェック欄
1.応募申請書 (様式1)	1部	
2.組合等の概要 (様式2)	7部	
3.事業計画書 (様式3).	7部	
(要確認)・・・以下の点を確認ください		
・事業実施期間は11月中旬～2月20日までの間ですか。		
・国庫補助要望額は30万円～100万円の範囲ですか。		
4. 経費明細表 (様式4)	7部	
(要確認)・・・以下の点を確認ください。		
・経費の各合計は正しく記入されていますか。		
・国庫補助金の合計額と、事業計画書の国庫要望額は合致していますか。		
5. 旅費支給明細 (様式5)	7部	
6. 添付書類		
①直近年度の事業報告書及び決算関係書類	2部	
②定款	2部	
③県振連の推薦書(推薦書を得られない場合は、その理由書)	1部	
④これまでと類似の事業内容である場合は、これまでの事業との相違点を明確にした書類	7部	
⑤その他(商店街パンフレットや商店街PR 写真・資料等)	7部	

※ 県振連におかれましては、上記の提出書類のうち応募申請書と県振連の推薦書を除き、各1部ずつ保管していただき、残りの部数を一括して全振連に送付をお願いします。